

証券コード 4057
2022年8月9日

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターファクトリー
代表取締役 蕪 木 登

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2022年8月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年8月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター1階RoomB
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第19期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 定款一部変更の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面を当日、会場受付にご提出ください。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

（アドレス<https://ir.interfactory.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>）に記載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。また、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://ir.interfactory.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類




監査報告

株主総会参考書類

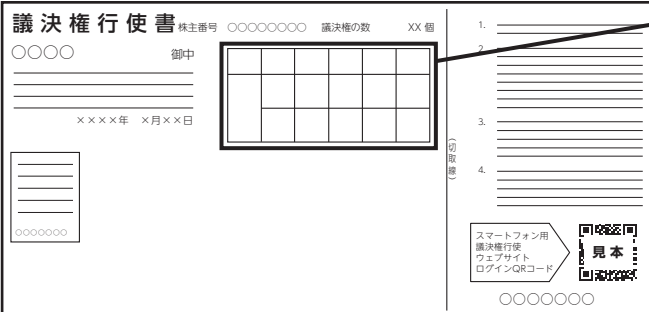


## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年8月25日（木曜日）<br/>午前10時（受付開始：午前9時）</p> |  <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年8月24日（水曜日）<br/>午後5時00分到着分まで</p> |  <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年8月24日（水曜日）<br/>午後5時00分入力完了分まで</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトでログインQRコード

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- | 議案       |             |
|----------|-------------|
| ● 賛成の場合  | >> 「賛」の欄に○印 |
| ● 反対する場合 | >> 「否」の欄に○印 |

※議決権行使書用紙はイメージです。

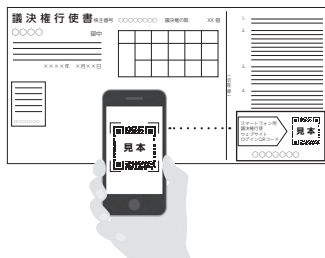
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

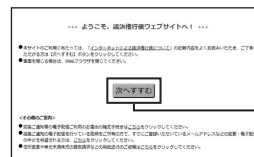
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

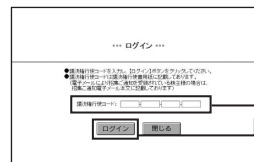
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

## 事業報告

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、景気持ち直しの動きが継続しているものの、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要があり、先行きは不透明です。

このような状況の中、当社は「ebisumart」をより便利により安心して利用頂くために、品質向上および機能の改善・強化に注力し、流通総額が大きいハイエンド層向けの新しいクラウドコマースプラットフォームの開発も継続して進めてまいりました。また、「ebisumart」の経験とノウハウを生かし、幅広いターゲット層に向けた新たなサービス「ebisumart zero」の提供も開始いたしました。さらに、今後の拡大が見込まれる越境EC市場に対応するため、越境EC支援事業者と資本提携を行い、EC事業者の国内外におけるEC運営を包括的に支援する取り組みを開始いたしました。一方で、従来のクラウドシステムからより汎用性の高いクラウドシステムへの移行に伴う原価が想定以上に発生したこととともに、新規受注案件の大型化に伴いリードタイムが長期化したことにより受注金額や開発部門の稼働時間が想定を下回りました。これらの結果、売上高2,283,193千円（前期比5.2%増）、営業利益は36,420千円（前期比82.5%減）、経常利益は34,349千円（前期比82.3%減）、当期純利益は20,105千円（前期比84.7%減）となりました。

##### ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は264,889千円であり、その内訳は主に自社利用ソフトウェア開発費用254,384千円、業務用PCの取得10,250千円等であります。

##### ③ 資金調達の状況

当事業年度において、新株予約権の行使により1,308千円の払込がありました。

##### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

##### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

**(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況**

| 区 分           | 第16期<br>(2019年5月期) | 第17期<br>(2020年5月期) | 第18期<br>(2021年5月期) | 第19期<br>(当事業年度)<br>(2022年5月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 1,502,894          | 1,830,313          | 2,170,319          | 2,283,193                     |
| 経常利益(千円)      | 85,827             | 162,540            | 193,726            | 34,349                        |
| 当期純利益(千円)     | 54,039             | 103,609            | 131,025            | 20,105                        |
| 1株当たり当期純利益(円) | 16.78              | 32.18              | 34.64              | 5.03                          |
| 総資産(千円)       | 704,269            | 854,353            | 1,448,042          | 1,499,646                     |
| 純資産(千円)       | 165,219            | 268,829            | 952,914            | 1,008,388                     |
| 1株当たり純資産(円)   | 28.95              | 83.49              | 238.74             | 251.71                        |

- (注) 1. 当社は、2020年3月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。当社は1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の確固たる地位を構築・獲得し、中長期的な経営戦略を実現するため、以下の項目を今後の課題として位置付けております。

##### ① オープンプラットフォーム化の推進

APIを公開し、当社のパートナー企業が広く「ebisumart」のカスタマイズに参加できる環境を整備することにより、パートナー開拓を通じた事業規模の拡大を進めてまいります。

##### ② 顧客満足度の向上

###### a. サポートサイトの充実

顧客向けサポートサイトの更なる充実を図り、マニュアルや各種説明資料、Q&Aコンテンツの拡充を通じて、一層わかりやすく改善してまいります。

###### b. 標準・オプション機能の追加開発

ECサイト構築プラットフォームという特性から、他社サービスと比較をして機能的な優位性を維持する必要があります。顧客ニーズを注意深く収集し、他社システムとの優位性を確保すべき機能を積極的に開発し、標準又はオプション機能（有償）として提供してまいります。具体的にはBtoB向けの機能強化について重点的に取り組んでまいります。

###### c. 新規クラウドコマースプラットフォームの開発

EC市場拡大と既存顧客の成長を見越し、従来よりEC流通総額の大きいハイエンド層に対応可能な、新しいスペックのクラウドコマースプラットフォームの開発を進めてまいります。柔軟なカスタマイズの優位性はそのままに、新たな顧客層の獲得により、引き続きクラウド型ECプラットフォーム市場においてシェアの拡大に努めてまいります。

###### d. 品質改善・セキュリティ対策

さらなるプログラムの品質向上を目指し、品質管理体制の強化、自動テストの導入などを実施し安定稼働とパフォーマンスの向上を目指します。また、ISO/IEC27001の認証、PCI-DSSへの準拠など、セキュリティ面の強化にも積極的に取り組んでまいります。

###### e. カスタマーサクセスの強化

「ebisumart」を利用いただいている既存顧客に対し、さらなる売上向上及びユーザビリティの向上を目的とした助言・提案を行う体制を強化し、売上拡大に繋げてまいります。

##### ③ 営業力の強化

###### a. パートナーネットワークの構築

「ebisumart」の販売代理店となるセールスパートナー、「ebisumart」を利用したSI（システムインテグレーション）を行うソリューションパートナー、「ebisumart」を自社ブランドで提供するOEMパートナー、当社が受託したシステムの開発や当社サービスを用いたECサイトのデザインを委託するアウトソースパートナー、「ebisumart」向けのアプリケーションを開発するアプリケーションパートナーの開拓を引き続き行い、当社サービス

- の普及拡大を推進してまいります。また、新サービス「ebisumart zero」を拡販するために、各パートナーと協力体制を構築し、幅広い顧客層にアプローチしてまいります。
- b. ブランディング・広告販売の強化  
当社サービスの知名度をさらに高めるため、引き続き積極的なセールスプロモーション及びPRを行い、ブランド力の向上に努めてまいります。
  - c. 人材の確保・育成について  
当社はインターネットを通じたコンピュータサービスの提供を行っており、全てのサービスが直接的に人の手で構築運用されております。そういった環境の中で高度なシステムエンジニアリング及びコンタクトセンターサービスを提供する必要があり、有能な人材の採用及び継続的な教育は経営上の最重要課題として位置付けております。
  - d. 顧客ニーズの収集体制強化  
従来よりECコンシェルジュという専任のサポートスタッフによるコンタクトセンター運用を通じ、顧客満足度の向上を図って参りましたが、更なる顧客満足度の向上のためカスタマーサクセスチームを設置し、主体的に顧客のニーズを収集できる体制を構築しております。引き続き収集した情報を基に顧客満足度及び品質の向上を図ってまいります。
  - e. エンジニアの強化  
顧客のサイト新規オープン並びに運用後の修正作業について、アウトソースパートナーへの開発委託を積極的に推進する一方で、引き続きコアプロダクトは品質及びスピードを重視し社内で開発を行っていくため、継続的なエンジニアの採用及び教育を推進してまいります。
- ④ 収益力の強化
- a. ストック収益の拡大  
当社は収益力を強化するために、ストック収益であるシステム運用保守売上を最大化するため、新規店舗の獲得に努めてまいります。
  - b. プロジェクト・マネジメントの強化  
現在比較的大規模のプロジェクトが増えており、不採算案件の発生は収益を大きく毀損することになるため、プロジェクト・マネジメントの強化を図り、不採算案件を発生させない取り組みを強化してまいります。
  - c. 内部管理体制の強化  
短期間で組織を拡大・構築する中で、従業員の確保・育成とともに知見の共有、業務の標準化及び効率化を図ることが重要であると考えております。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることで内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。
  - d. 新規サービスの創出  
単一事業による経営リスクの低減とエンジニア人材の流動性を高めて技術力向上をはかるために、新規サービスの構築と人材の育成に努めてまいります。



**(5) 主要な事業内容** (2022年5月31日現在)

クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の開発及び運用保守並びにコンサルティングサービス業務

**(6) 主要な事業所等** (2022年5月31日現在)

|         |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 本 社     | 東京都千代田区                                                          |
| 営 業 拠 点 | 大阪オフィス (大阪府大阪市)                                                  |
| 開 発 拠 点 | 開発センター (東京都千代田区)、福岡開発ラボ (福岡県福岡市)、宮崎開発ラボ (宮崎県宮崎市)、沖縄開発ラボ (沖縄県那覇市) |

**(7) 従業員の状況** (2022年5月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 148名 | 15名増   | 32.8歳 | 4.0年   |

(注) 従業員数には、臨時従業員 (パート・アルバイト) 1名および派遣社員47名は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2022年5月31日現在)

| 借 入 先      | 借 入 額     |
|------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行  | 100,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 50,000千円  |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況 (2022年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,880,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,006,100株  
 (3) 株主数 3,389名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名              | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|------------------|-----------|----------|
| 蕪木登              | 1,600,000 | 39.9     |
| 蕪木有紀             | 200,000   | 5.0      |
| 株式会社森本店          | 193,100   | 4.8      |
| ヤマト運輸株式会社        | 90,000    | 2.2      |
| 兼井聡              | 75,000    | 1.9      |
| インターファクトリー従業員持株会 | 62,200    | 1.6      |
| 三石祐輔             | 45,000    | 1.1      |
| 森博和              | 37,100    | 0.9      |
| 赤荻隆              | 35,000    | 0.9      |
| 川端修三             | 26,200    | 0.7      |

(注) 自己株式は保有しておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年5月31日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                    |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 蕪 木 登   | CEO                                                                        |
| 取 締 役     | 兼 井 聡   | COO製品開発部門・情報システム部門担当                                                       |
| 取 締 役     | 三 石 祐 輔 | CMOマーケティング戦略部門担当                                                           |
| 取 締 役     | 赤 荻 隆   | CFO管理・財務部門担当                                                               |
| 取 締 役     | 菅 野 雅 之 | 株式会社バルテック非常勤監査役                                                            |
| 取 締 役     | 鳥 山 亜 弓 | 千代田国際法律会計事務所 弁護士・公認会計士<br>セントラル総合開発株式会社 社外取締役<br>独立行政法人北方領土問題対策協会 監事 (非常勤) |
| 常 勤 監 査 役 | 加 山 宏   |                                                                            |
| 監 査 役     | 藤 田 裕 二 | 藤田公認会計士事務所所長                                                               |
| 監 査 役     | 南 出 浩 一 | 南出公認会計士事務所所長<br>やまと監査法人代表社員<br>Mipox株式会社非常勤監査役                             |

- (注) 1. 取締役菅野雅之氏及び鳥山亜弓氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 常勤監査役加山宏氏、監査役藤田裕二氏及び監査役南出浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役藤田裕二氏及び監査役南出浩一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、菅野雅之氏、鳥山亜弓氏、加山宏氏、藤田裕二氏及び南出浩一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める額を責任の限度としております。

なお、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度と

して免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟、株主代表訴訟等による被保険者が負担することとなった損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意または重過失に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の個人別の内容にかかる決定方針は、2021年2月17日開催の取締役会にて決議し、2021年7月21日開催の取締役会において改定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認するとともに、個々の取締役の具体的な報酬額の相当性について審議しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬を固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、在任中に定期的に支払う月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し

て決定するものとします。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

イ) 固定報酬と業績連動報酬の割合の決定

固定報酬と業績連動報酬の割合は、概ね9：1程度とします。固定報酬は毎月定期同額報酬として支給し、業績連動報酬は賞与として年1回、7月10日に支給するものとします。

ロ) 標準的な業績連動報酬額及び業績指標の決定

標準的な業績連動報酬の額を11,000,000円とします。業績連動報酬は業績指標に基づいて変動するものとします。業績指標については以下のとおりとし、それぞれ、業務執行の成果、資本の有効活用度を測定するために選定いたしました。なお、当該指標を選択した理由は、一過性の特別損益の影響を受けない経営活動全般の利益を表していることからモチベーション効果が高いこと、及び経営の効率性を図る尺度として有効であると判断したためであります。

- ・営業利益率：業務執行の成果を測定する指標。
- ・ROIC：資本の有効活用度を測定する指標。

ハ) 業績連動報酬の計算方法

各指標のウェイト付は、営業利益率7、ROIC3の割合でウェイト付けを行うものとし、各指標の実績に対するポイントの設定を、以下のとおりとします。

<営業利益>

|     |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利益率 | マイナス | 0%  | 2%  | 4%  | 6%  | 8%  | 10% | 12% | 14% | 16% | 18% | 20% |
| 係数  | 0    | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1   | 1.1 | 1.2 | 1.3 | 1.4 | 1.5 |

<ROIC>

|     |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利益率 | マイナス | 0%  | 2%  | 4%  | 6%  | 8%  | 10% | 12% | 14% | 16% | 18% | 20% |
| 係数  | 0    | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1   | 1.1 | 1.2 | 1.3 | 1.4 | 1.5 |

※1 当社は営業利益10%を正常値と考えているためこれを標準とします。

※2 ROICの業界（情報通信）平均が約10%のため、これを標準とします。

※3 指標がマイナスの場合または予算未達の場合は支給しません。

4. 報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績の達成度合いに応じて取締役会で決定します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する方針  
個人別の報酬額については、取締役会において決議します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|----------------------|----------------------|---------|--------|----------------|
|                  |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 107,311千円<br>(5,800) | 107,311千円<br>(5,800) | -       | -      | 6名<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,100<br>(12,100)   | 12,100<br>(12,100)   | -       | -      | 3<br>(3)       |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 119,411<br>(17,900)  | 119,411<br>(17,900)  | -       | -      | 9<br>(5)       |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年8月21日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2019年8月21日開催の第16回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役菅野雅之氏は、株式会社バルテックの非常勤監査役であります。株式会社バルテックと当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役鳥山垂弓氏は、千代田国際法律会計事務所の弁護士・公認会計士、セントラル総合開発株式会社の社外取締役及び独立行政法人北方領土問題対策協会の監事（非常勤）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役藤田裕二氏は、藤田公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役南出浩一氏は、南出公認会計士事務所所長、やまと監査法人代表社員及びMipox株式会社の非常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                               |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 菅野 雅之 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席しました。経営者・技術者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会及び重要な会議に参画し助言・提言を行っております。                                              |
| 取締役 鳥山 亜弓 | 2021年8月26日の就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。弁護士・公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会及び重要な会議に参画し助言・提言を行っております。                                  |
| 監査役 加山 宏  | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会については13回のうち13回に出席しました。上場会社の取締役・監査役としての豊富な経験に基づく助言・提言を行うとともに、その他重要な会議についても参画し、常勤監査役として取締役の職務執行を監査しております。 |
| 監査役 藤田 裕二 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会については13回のうち13回に出席しました。公認会計士として主に当社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。                                 |
| 監査役 南出 浩一 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会については13回のうち13回に出席しました。公認会計士として主に当社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。                                 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」の整備として、以下のとおり基本方針を制定しております。取締役会はその整備、運用について不断の見直しを行い、効率的で適法かつ



適正な企業経営を行って参ります。

- ①. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 取締役は、当社が共有すべきルールや考え方を「インターファクトリーの経営目的と道」として表し、朝礼等において従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続的に行うことにより企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程遵守の重要性に対する意識を高めます。
  - b コーポレートディベロップメント部は、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンスに関する情報収集及び周知を定期的に行うとともに、コンプライアンス違反の事実が発生した場合には原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行います。
  - c 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
  - d 内部監査担当者は、「インターファクトリーの経営目的と道」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
  - e 当社は、法令もしくは社内規程に違反する行為または当社に著しい損害を与える恐れのある事実を早期に発見、是正することを目的として内部通報制度を構築し、周知徹底します。
- ②. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等の定めに従い、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理します。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。
  - b 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理します。
  - c 情報セキュリティに関する基本方針、規則等を定めるとともに「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティに関する情報の取集及び社内への周知徹底を図ります。

- ③. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 当社は、適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
  - b 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
  - c 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及び内部監査担当者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告します。
  - d 内部監査担当者は、各部門が実施するリスク管理を監査し、体系的かつ効果的に行われるよう問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
  - e 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査担当者において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
- ④. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社に重大なリスクの生じる恐れのある意思決定事項に関してはマネージャー会議にて審議を行ったうえで、社長決裁ないし取締役会決議を行います。
  - b 業務執行に関しては、取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「執行役員制度」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等、に基づき、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化します。
- ⑤. 従業員のコンプライアンスを確保するための体制
- a 従業員が業務を行うにあたり、社内ルールを守り、法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
  - b 会社組織及び社内の各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。
- ⑥. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

- ⑦. 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項
- a 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当社は、監査役の職務を補助するため、当社の従業員の中から当該業務に従事する従業員を選び、監査役の職務を補助させることができることとします。
  - b 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。
- ⑧. 監査役への報告に関する体制
- a 取締役、執行役員及び従業員が、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等を、監査役又は監査役会に報告できる体制を構築します。
  - b 取締役、執行役員及び従業員は、業務又は業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、又はこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、監査役又は監査役会に速やかに報告します。
  - c 前号の報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役、執行役員及び従業員に周知徹底します。
- ⑨. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、取締役会ならびにその他の重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役、執行役員または従業員に説明を求めます。
  - b 内部監査担当者は、内部監査の内容について適時に監査役と打ち合わせるなどして監査役会と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進めます。
  - c 当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規程に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとします。また、担当部門は每期この支給に必要な予算措置を講じるものとします。
- ⑩. 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a 「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。
  - b 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の内部統制システムの概要に基づき、概要を具体化するための体制及び規程等を整備し、それらを当社の役職員に周知徹底しております。また、当社はコーポレート・ガバナンスを徹底することが企業価値の最大化に資することと考えております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催しており、経営上の重要事項を決定するとともに、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督いたしました。

### ② 監査役の職務の執行について

当社は、「監査役会規程」に基づき原則月1回監査役会を開催しており、経営の適法性、内部統制の相当性、業務の有効性と継続性に関して審議検証し、また、稟議書等の業務執行に係る重要文書を開覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るため、適宜経営に対して助言、提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監査を実施いたしました。

### ③ コンプライアンス体制について

当社は、コーポレートディベロップメント部が中心になり、コンプライアンス意識を高めるため、関連部門と連携し情報収集を行うとともに朝礼・会議等を活用し研修会を継続して行いました。また、内部通報窓口をコーポレートディベロップメント部及び外部弁護士事務所に設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

## 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| <b>(資産の部)</b>   |           | <b>(負債の部)</b>  |           |
| 流動資産            | 971,384   | 流動負債           | 476,392   |
| 現金及び預金          | 376,041   | 買掛金            | 61,734    |
| 電子記録債権          | 7,689     | 短期借入金          | 150,000   |
| 売掛金及び契約資産       | 465,775   | 未払金            | 98,048    |
| 仕掛品             | 28,171    | 未払費用           | 134,427   |
| 貯蔵品             | 73        | 前受金            | 21,613    |
| 前払費用            | 77,947    | 預り金            | 6,096     |
| 未収還付法人税等        | 14,506    | 未払消費税等         | 4,471     |
| その他             | 1,178     | <b>固定負債</b>    | 14,866    |
| <b>固定資産</b>     | 528,261   | 資産除去債務         | 14,866    |
| <b>有形固定資産</b>   | 27,263    | <b>負債合計</b>    | 491,258   |
| 建物              | 16,057    | <b>(純資産の部)</b> |           |
| 工具、器具及び備品       | 11,205    | 株主資本           | 1,008,388 |
| <b>無形固定資産</b>   | 411,897   | 資本金            | 393,583   |
| ソフトウェア          | 205,756   | 資本剰余金          | 277,183   |
| ソフトウェア仮勘定       | 206,141   | 資本準備金          | 277,183   |
| <b>投資その他の資産</b> | 89,100    | <b>利益剰余金</b>   | 337,621   |
| 投資有価証券          | 9,996     | 利益準備金          | 648       |
| 敷金              | 76,968    | その他利益剰余金       | 336,973   |
| 繰延税金資産          | 136       | 繰越利益剰余金        | 336,973   |
| その他             | 4,889     | <b>純資産合計</b>   | 1,008,388 |
| 貸倒引当金           | △2,889    | <b>負債純資産合計</b> | 1,499,646 |
| <b>資産合計</b>     | 1,499,646 |                |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    | 額         |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 2,283,193 |
| 売上原価         |        | 1,476,945 |
| 売上総利益        |        | 806,247   |
| 販売費及び一般管理費   |        | 769,826   |
| 営業利益         |        | 36,420    |
| 営業外収益        |        |           |
| 助成金収入        | 600    |           |
| その他の         | 5      | 605       |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 1,319  |           |
| 損害賠償         | 1,188  |           |
| その他          | 168    | 2,676     |
| 経常利益         |        | 34,349    |
| 特別損失         |        |           |
| 役員権評価損       | 4,000  | 4,000     |
| 税引前当期純利益     |        | 30,349    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,853 |           |
| 法人税等調整額      | △2,609 | 10,244    |
| 当期純利益        |        | 20,105    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |               |                 |               |           | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|-----------------|---------------|-----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金     |                 |               | 株主資本合計    |           |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | 利 益 準 備 金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |           |           |
|                         |         |           | 繰 越 利 益 剰 余 金 |                 |               |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 392,929 | 276,529   | 648           | 282,807         | 283,455       | 952,914   | 952,914   |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |         |           |               | 34,060          | 34,060        | 34,060    | 34,060    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高   | 392,929 | 276,529   | 648           | 316,867         | 317,515       | 986,974   | 986,974   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |               |                 |               |           |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 654     | 654       |               |                 |               | 1,308     | 1,308     |
| 当 期 純 利 益               |         |           |               | 20,105          | 20,105        | 20,105    | 20,105    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |               |                 |               | -         | -         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 654     | 654       |               | 20,105          | 20,105        | 21,413    | 21,413    |
| 当 期 末 残 高               | 393,583 | 277,183   | 648           | 336,973         | 337,621       | 1,008,388 | 1,008,388 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

株式会社インターファクトリー  
取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 丸 田 力 也 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターファクトリーの2021年6月1日から2022年5月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会 の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月20日

株式会社インターファクトリー 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 加山 宏 ㊟  
監 査 役（社外監査役） 藤田 裕二 ㊟  
監 査 役（社外監査役） 南出 浩一 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                 | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削除)  |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p><u>(電子提供措置等)</u><br/>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u><br/><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u><br/>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

(ご参考)

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のウェブサイトに掲載し、株主様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主様に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、2023年3月以降に開催される株主総会から電子提供制度が適用されます。

電子提供制度により、株主様にお届けする書面は、簡易な招集通知（株主総会資料をウェブサイトに掲載したことおよびウェブサイトのアドレス等を記載したお知らせ）のみで足りることとなり、株主総会資料を書面で受領したい株主様は2022年9月以降、株主総会の基準日までに、口座を開設している証券会社または株主名簿管理人を通じて「書面交付請求」のお手続きをお取りいただく必要があります。

ただし当社は、株主様への情報ご提供を重視し、当面は「書面交付請求」の有無にかかわらず、従来と同様に株主総会資料や議決権行使書を書面でお届けする方針です。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台4番6号  
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター  
1階RoomB  
TEL 03-6206-4855



|    |           |         |       |
|----|-----------|---------|-------|
| 交通 | J R 御茶ノ水駅 | 聖橋口より   | 徒歩約1分 |
|    | 地下鉄新御茶ノ水駅 | B2番出口より | 徒歩約2分 |
|    | 地下鉄御茶ノ水駅  | 1番出口より  | 徒歩約4分 |
|    | 地下鉄小川町駅   | B3番出口より | 徒歩約6分 |

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。